

仙台市公告第196号

杜の都の風土を守る土地利用調整条例（平成16年3月19日仙台市条例第2号。以下「条例」という。）第21条第1項の規定により、事業者から変更届出書及び変更後の開発事業計画書の提出があった下記の開発事業について、条例第21条第2項の規定により条例第16条の規定を適用し、同条第1項に規定する変更後の開発事業計画書についての市長の意見を述べましたので、同条第3項の規定に基づき、次のとおり公告します。

令和6年3月4日

仙台市長 郡 和子



記

1 開発事業の概要

氏名 株式会社ブルーキャピタルマネジメント

住所 東京都港区赤坂二丁目16番19号

名称 (仮称) 太白CC太陽光発電事業

種別 区画形質の変更、工作物の新築、水面の埋立等

目的 再生可能エネルギー発電施設（太陽光発電）を設置するため。

内容 現在ゴルフ場となっている地形を生かして、造成切盛土のバランスを取り土砂の搬出入が発生しない造成とし、区域内へ約78,540枚（約51MW）のパネルを設置する事により、東北電力の送電線へ接続する。

位置 仙台市太白区秋保町境野字峠下185-1、

仙台市太白区秋保町湯元字太夫134-1、134-2、

仙台市太白区秋保町湯元字半銅平3、4、5-1、5-2、6、7、8、9、11、14、22、24、36、42

面積 116.1206 ha

2 意見の内容

変更後の開発事業計画書に記載された開発事業計画の内容については、条例第8条第1項に規定する土地利用方針「Ⅲ郊外部における開発事業の実施に関し事業者が配慮すべき基本的な事項」との整合性が確保されているものと認められる。

したがって、条例第17条第1項に規定する書面の提出を要しない。